

入札参加停止措置の概要

商 号 又 は 名 称	(株) 高見澤								
所 在 地	長野市大字鶴賀字苗間平 1 6 0 5 番地 1 4								
建設業許可番号	2 0 - 0 0 0 6 7 6								
入札参加停止期間	令和 7 年 12 月 5 日 から 令和 8 年 8 月 4 日まで (8 か月) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領 第 3 第 2 項第 1 号 (短期加重措置) 適用								
事 実 概 要	公正取引委員会は、令和 7 年 11 月 26 日、独占禁止法第 8 条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社を含む長野県石油商業組合北信支部の支部員 17 社に対して、課徴金納付命令を行った。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められる。								
理 由	長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第 2 第 5 号 (独占禁止法違反行為) に該当し、建設工事の契約の相手方として不適當であると認められるため。								
備 考	【入札参加停止措置要領別表抜粋】 <table><tr><th colspan="2">措 置 要 件</th><th>期 間</th></tr><tr><td>独占禁止法違反行為</td><td>5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき (次号及び第 9 号に掲げる場合を除く。)</td><td>当該認定をした日から 4 か月以上18か月以内</td></tr></table>			措 置 要 件		期 間	独占禁止法違反行為	5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき (次号及び第 9 号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 4 か月以上18か月以内
措 置 要 件		期 間							
独占禁止法違反行為	5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき (次号及び第 9 号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 4 か月以上18か月以内							